

平成 26 年度概算要求の概要 (雇用均等・児童家庭局)

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、放課後児童クラブの拡充、母子保健医療対策の強化、ひとり親家庭支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍促進に向けて、ポジティブ・アクションの取組を推進するとともに、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進などにより、その処遇の改善を図り、納得して働くことができる環境を整備する。

《主要事項》

第 1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 1 待機児童解消などに向けた取組
- 2 母子保健医療対策の強化
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
- 5 児童手当制度
- 6 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲）

第 2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 企業におけるポジティブ・アクション（女性の活躍促進）の取組促進
- 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進
- 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実（再掲）

（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

《概算要求額》

(単位：億円)

会計区分	平成 25 年度 当初予算額	平成 26 年度 概算要求額	増▲減額	伸び率
一般会計	20,018	20,187	168	+0.8%
※概算要求額のうち、106億円は「新しい日本のための優先課題推進枠」				
年金特別会計				
子どものための 金銭の給付勘定				
うち、児童育成事業費	657	675	18	+2.8%
労働保険特別会計	88	115	27	+30.7%
労災勘定	3.5	3.1	▲0.4	▲12.4%
雇用勘定	84	112	27	+32.5%
東日本大震災復興 特別会計	34	13	▲21	▲62.1%

[数値は端数処理の関係上一致しないものがある。]

注1 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされている。

注2 税制抜本改革に伴う社会保障の充実及び消費税率の引上げに伴う支出の増については、上記の判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

また、安心子ども基金で実施している事業の取扱い、小児慢性特定疾患対策の見直しについても予算編成過程で検討する。

《新しい日本のための優先課題推進枠》

【参考 1】

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化（91億円）

「少子化危機突破のための緊急対策（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）」等に基づく取組を進め、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を図る。

- ① 妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援（産後ケアを含む）を各地域の特性に応じて行うためのモデル事業を実施する。
- ② 都道府県等の「女性健康支援センター」に全国統一の電話番号を設けるなど、妊娠・出産などに関する相談・支援体制を充実する。
- ③ 不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成範囲を見直すとともに、相談・支援体制を充実する。

【参考 2】

ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化（15億円）

「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」において、女性が活躍できる環境整備を推進することとされ、「母子家庭の母等への就業支援」が位置づけられ、また、子どもの貧困対策の強化が求められていることから、ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行うため、相談体制の強化等を図るとともに、就業支援関連事業及び子どもに対する支援施策の充実強化を図る。

- ① 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進するとともに、自治体の支援体制を検証し、好事例について全国へ展開する。
- ② 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や子どもに対するピアサポートを伴う学習支援等の推進を図る。

《主要事項》

(注) (推進枠) と記載のあるものは、「新しい日本のための優先課題推進枠」要望項目。

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

1 待機児童解消などに向けた取組

(平成25年度当初予算額)

(平成26年度概算要求額)

4,927億円 → 5,263億円

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実

4,937億円

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実

326億円

放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続き利用できるよう、充実を図る。

2 母子保健医療対策の強化

259億円 → 314億円

(1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

【一部新規】(一部推進枠)

142億円

①妊娠から出産、産後までの支援の強化

妊娠・出産等に関して悩みを持つ人からの相談や情報提供を行う地域の相談・支援拠点として、「女性健康支援センター」に全国統一の電話番号を設けるなど相談・支援体制を充実する。

また、産科医療機関からの退院直後の母子に心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

②不妊治療への支援

不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊治療に必要な費用の一部を助成する特定治療支援事業の助成範囲を見直すとともに、相談・支援体制を充実する。

(2) 慢性疾患を抱える児童などへの支援【一部新規】 134億円

小児期に小児がん等の特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減及び家族への福祉的支援策の充実を図る。併せて、その治療や研究に資する登録管理データの精度向上のための仕組みを構築する。

なお、小児慢性特定疾患対策については、難病対策と同様、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（平成25年8月21日閣議決定）」を踏まえ、予算編成過程において検討を加え、必要な措置を講ずる。

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,921億円 → 1,911億円

(1) ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

【一部新規】（一部推進枠） 100億円

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するため、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援など総合的な自立支援を推進する。

特に、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うため、相談体制の強化等を行うとともに、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や子どもに対するピアサポートを伴う学習支援等の推進を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,811億円

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

また、児童扶養手当について、公的年金との併給制限を見直し、手当より低額の年金を受給する場合には、その差額分について手当を支給することを検討するとともに、母子寡婦福祉貸付金について、貸付対象を父子家庭に拡大することを検討し、必要な措置を講ずる。

4 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実

989億円 → 1,009億円

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

988億円

①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の対応力向上を図るため、都道府県（児童相談所）による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る取組を充実する。

②家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料の助成や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を推進する。

③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターの箇所数の増や退所児童等へのアフターケアを行う事業の箇所数の増を図るとともに、児童養護施設等で行われる実習の充実を図ることにより人材確保を行う。また、保育設備を設けている母子生活支援施設への保育士配置の充実を図る。

④要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

大学等への進学により引き続き児童養護施設に入所する者及び里親に委託される者に対して、入学時の支度費を含め特別育成費を支給するとともに、施設退所時等に自立生活支度費等を支給する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

【一部新規】（一部再掲）

61億円

配偶者からの暴力（DV）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業を実施する。

5 児童手当制度

1兆4,311億円 → 1兆4,178億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲・7ページ参照）

73億円 → 96億円

第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

1 企業におけるポジティブ・アクション（女性の活躍促進）の取組促進 6. 3億円 → 9. 5億円

（1）ポジティブ・アクションの推進【一部新規】 9. 1億円

ポジティブ・アクションに取り組む企業を支援するため、助成措置を拡充するとともに、企業に対する直接的なポジティブ・アクションの取組や情報開示促進の働きかけや、積極的に取り組んでいる企業等の表彰の充実など、役員や管理職への女性の登用拡大に向けたキャンペーンを行う。

また、女性が子どもを産み育てながら、管理職として登用され、活躍できる企業を増やすため、先進的な事例の収集・情報提供及び企業に対する支援策を講じる。

（2）メンター制度及びロールモデルの普及促進【一部新規】 34百万円

中小企業の女性労働者がネットワークを作り、相互研さんや研修等を実施する仕組み作りを支援するため、ネットワーク参加者に加え、仕事と子育てを両立しつつ管理職として活躍している女性も参加する交流会の開催や、ネットワーク参加者及びネットワーク構成メンバーの所属する企業以外の企業の人事労務担当者や女性労働者等を対象とした公開勉強会の開催などにより、メンター（※1）やロールモデル（※2）の普及・定着支援を行う。

（※1）メンター：後輩から相談を受け、問題解決に向けサポートする人物

（※2）ロールモデル：豊富な職務経験を持ち、模範となる人物

2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進 73億円 → 97億円

（1）仕事と育児が両立可能な再就職支援事業の実施【新規】 56百万円

託児付き再就職支援セミナー、ブランクのある女性の再就職支援の相談・情報提供を行う「カムバック支援サイト（仮称）」の創設や再就職後のステップアップ雇用管理モデルの普及促進など、育児により一定期間にわたり仕事から離れていた労働者が職場復帰への不安を解消できるよう再就職に向けた総合的な支援を行う。

（2）育児休業を取得しやすい環境の整備【一部新規】 2. 8億円

育児休業取得後の円滑な復職支援のため、中小企業の労働者の個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン（仮称）」の策定・利用支援等を行う。また、イクメンプロジェクトの拡充等により、男性の育児休業取得促進のための環境整備を行う。

(3) 仕事と子育ての両立支援

93億円

仕事と子育ての両立を実現するため、育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、事業所内保育施設設置・運営等支援の拡充を図り、事業主に対する助成制度を充実する。

※ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等の取組をさらに促進するため、支給要件を「利用者の半数以上が自社労働者の雇用保険被保険者であること」から「自社労働者の雇用保険被保険者の利用が月の開設日の半数以上において1人以上いること、ただし雇用保険被保険者の利用者数が定員の半数以上であること」に緩和する。

(4) 仕事と介護の両立支援【一部新規】

68百万円

介護を行っている労働者の継続就業を促進するため、実証事業を行うことにより、企業及び労働者の具体的課題を把握し、対応策を検討するとともに、シンポジウムの開催等を行う。

(5) テレワークの普及・促進【一部新規】

56百万円

仕事と子育て等の両立が可能となる適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進のため、適切な人事評価等が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証事業の実施、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例集の作成・周知を行う。

在宅就業については、適正な契約条件で、安心して在宅就業に従事することができるよう、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催、相談対応等の支援事業を実施する。

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進【一部新規】

7.4億円 → 8.3億円

パートタイム労働法制の整備を行い、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、職務分析・職務評価の導入支援等により、パートタイム労働者の雇用管理改善の取組を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇に積極的な企業の表彰制度の創設など、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の取組推進に向けた機運醸成を図り、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等に取り組む。

4 多様な働き方に対する支援の充実（再掲）

1億円 → 1.1億円

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（再掲）

52百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、ノウハウの提供や制度導入に係るセミナーの実施等を行う。

(2) テレワークの普及・促進(再掲)

56百万円

(復興関連) 東日本大震災からの復興への支援

児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興庁計上)

34億円 → 13億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。